

ニュース・レター

NEWS LETTER
Nov. 2006

vol.
43

高尾山の中腹を貫く圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の工事現場 3 景



- 裏高尾旧甲州街道沿いに建設中の民家に迫るランプ（左）
- 裏高尾の山を削って八王子ジャンクションの工事が進む（右上）
- 高尾山トンネルの南側出口側南浅川インターチェンジの工事現場（右下）

撮影：橋本良仁（はしもとよしひろ）（高尾山の自然をまもる市民の会事務局長）
2006年8月13日

CONTENTS

- ②【環境ホルモン研究の最前線・第3回】森田 昌敏・環境ホルモン問題の現状と課題
- ④中下 裕子・シンポジウム「どうする日本の化学物質管理—市民からの提案—」報告
- ⑥神山美智子・勝訴判決相次ぐシックハウス・化学物質過敏症
- ⑧神山美智子・カネミ油症に日弁連の人権救済勧告
- ⑨胡 柏・食と農のまちづくりで包括的な条例 「今治市食と農のまちづくり条例」は何を示したか
- ⑩グローバル化を描く2つの環境映画

環境ホルモン問題の現状と課題

愛媛大学農学部教授・国立環境研究所特別客員研究員 森田 昌敏

環境中の化学物質問題とその対策のトレンド

環境ホルモン問題と重ね合わせながら記すと以下のようなことがあげられる。

1950年代～1970年には、重工業の発展と経済の高度成長と共に公害が顕在化。水俣病では、胎児性水俣病が発生し、母親よりも胎児の方が毒物に弱いことが示された。神経症状を含む各種の障害が残っている。

森永ヒ素ミルク、カネミ油症等の食品汚染も発生。森永ヒ素ミルクは、乳児の中毒であり、180人余りの死亡の他、軽い暴露者に発達障害がみられている。またカネミ油症は、ブラックベビーの誕生の他、次世代影響が強く残っている。

1970年～1980年代には、公害の激化と紛争の拡大に対応して、現在の環境諸法律の原型がこのとき整備されている。1980年代に入り、産業公害問題は沈静化。潜在影響として化学発ガンが議題となる。発ガン物質への研究が進み、リスク評価手法が準備され始めた。

1990年代～2000年代は、発ガン物質の物質規制が進み始める。一方でダイオキシン問題がブレイクし、内分泌攪乱物質も課題となる。以上のようなトレンドをみると現世代への影響（中毒、発ガン）から次世代影響（生殖、知能、免疫など）がより重要となってきたことは明らかであろう。

内分泌かく乱化学物質問題の浮上と展開

“Our stolen Future”（和訳：『奪われし未来』）及びその後のメディアの“環境ホルモン問題”の高揚した取り上げにより、環境ホルモンは一気に社会

事象となった。一方、WHO（世界保健機構）はGlobal Assessmentの中で科学現状の分析を試みている。2002年に現在の科学における内分泌かく乱の地球的評価（Global Assessment of the State-of-the-Science of Environmental Disruptors）を公表しており、その時点で、危惧される影響に対して科学的知見が十分にあるケースや科学的知見が不十分なケースを分離し、整理することを試みている。この中で、例えば有機スズによる巻貝のオス化は、最も証拠が揃った例として述べられおり、また一方でDDTによる乳がんの発生増は証拠の不十分なケースとされている。

2004年には日本で、WHOとのJoint Workshopが開催され、続編がWHOのホームページから入手可能である。

一例として環境ホルモンと生殖系への影響についての研究現状

①精子数減少を始めとする精巣機能低下を示す、多数の論文が存在している。が、どの現象が真実であり、どの程度の減少が妊よう率に影響するかは、現時点では結論できないとされる。

例えば、欧米での22報の研究報告のうち8報が減少、5報が増加、日本での研究例では、精子数減少を示す論文が存在する一方で増加を示す発表もある。一方、環境ホルモンのような化学物質が精巣機能不全を引き起こすことがあることも一つの真実である。例えば、農薬クロルデコン、DBCP、プロモプロバン、PCB等は職業暴露により人の精子数の減少数や無精子症を引き起こして

いる。

②生殖器ガンは近年著しく増加してきている。女性生殖器ガン（乳ガン、子宮体ガン、卵巣ガン）及び男性生殖器ガン（前立腺ガン、精巣ガン）のいずれも急速に増加してきている。原因の一つとして環境ホルモンが疑われるが、明確な証明は得られていない。乳ガンとDDE及びPCBについて関連の可能性が指摘されたものの、全体的な判断としてはやや否定的である。

③性比の変化（男性が少なくなる）は、カナダ、米国、オランダ、デンマーク、スウェーデン、独、ノルウェー、フィンランド、ラテンアメリカ諸国で報告された。逆に男性の増加傾向がイタリア、ギリシャ、オランダで報告されている。

環境ホルモンとの関係が示されているケースとしてイタリアのセブソでのダイオキシン汚染がある。汚染直後に男性の比率が低下し、その後回復が観察されている。一般人口集団でのこのような傾向がどのような意味を持つか、環境ホルモンとの関係を明らかにすることは容易ではない。

④尿道下裂及び停留精巣は近年少しずつ増加してきている。女性ホルモン様物質（あるいは抗アンドロゲン作用物質）により引き起こされる可能性があるものと推定されるが、その関連性に関する研究の蓄積は乏しいのが現状である。

以上のように人の健康の悪影響として、疫学的にコンセンサスに到達するには大きな困難がある。新たなバイオマーカーの開発のような新しいアプローチも必要となろう。また、複合影響をどう捉えるかのような暴露量評価の新しい手法も必要である。

環境ホルモン問題は、生殖の問題として社会的にブレイクした感があるが、現在ではより広い作用点からの評価が求められている。この中には脳神経系の発達の遅れ、免疫系の異常があり、また最近の話題では、肥満や糖尿病との係わりである。例えばダイオキシン汚染と糖尿病との係わりについて疫学的な研究発表がDioxin2006でなされた。生活習慣病と言われる現代病が、化学物質のホルモン作用と係わりがあるとすれば、興味深い研究であると言える。

内分泌かく乱物質については、各国とも、研究開発を中心として対応しており規制のような形での踏

み込みにはなっていない状況にある。環境ホルモン問題の出発点となったPOPs（残留性有機汚染物質）については、これが国際条約として発効したこともあり、確実に対策が進められている。各国において発生量、環境汚染レベルについての情報の収集が進められており、次いでその発生予防や消滅が図られる方向にある。

内分泌かく乱物質のリスク評価と予防原則

環境ホルモン問題として提起された課題は、もしそれが事実であるとすれば極めて重要な内容である。が、化学物質との因果関係は十分な証拠が蓄積しているとは言えないケースが少なくない。微量の内分泌かく乱物質により、遺伝子の発現が認められるが、生体というシステムにおいてそれがどのような悪影響と結びつくのか、まだわからない。必ずしも十分でない科学的知見を基礎として、悪影響の未然防止に向けて対策を設計することが出来るであろうか。

そして予防原則は、どの程度の証拠があれば、発動が可能なものであろうか。またこのことは、私達の社会を動かしている経済活動とも関連してくる。化学品を生産・販売している化学業界があり、その立場からは“根拠のない”環境ホルモン呼ばわりは営業妨害に映るかも知れない。

その一方で、警告型の研究の発展とその自由な発表なしには、国民の健康と野生生物の環境は十分に守りきれない。好ましいのは、より安全な化学品に向けて、生産者と消費者が連携して製品開発や用途開発を行なうことであろう。簡単には進まないかも知れないが。

当面のアプローチは、科学的知見の拡充とリスク概念の共有化であるかも知れない。この点で、発ガン物質対策に学ぶことは多い。環境ホルモン問題は問題提起からほぼ10年経つが、政策の中に取り込まれるには更に10年を要しよう。

簡易な試験法やそれを用いたデータの蓄積は進みつつある。定量的なリスク評価の手法の確立が急がれる。

シンポジウム『どうする日本の化学物質管理 —市民からの提案—』 報告



国民会議事務局長 中下 裕子

9月9日、国民会議も参加する「有害化学物質削減ネットワーク」(略称：Tウォッチ)主催のシンポジウム『どうする日本の化学物質管理—市民からの提案—』が開催されました。

シンポジウムでは、まず、中杉修身氏(上智大)の「化学物質と環境規制」と、浦野紘平氏(横浜国大)の「これからの化学物質管理の方向」の2つの講演があり、これに引き続き、経産省化学物質管理課長の獅山有邦氏と環境省化学物質審査室長の森下哲氏から、それぞれの省の取組みの報告がありました。

さらに「市民からの提案」として、中下が市民提案の中間発表を行いました。その後、「日本におけるこれからの化学物質管理」をめぐるパネルディスカッションが行われました。

盛りだくさんな内容でしたが、約100名の参加者は熱心に聴き入っていました。以下、ポイントをご紹介します。

●「化学物質と環境規制」中杉修身氏

中杉氏は、長く国立環境研究所の研究者として種々の環境調査・研究に携わる一方、国の審議会のメンバーとして環境政策の決定に関わってこられました。その経験に基づき、化学物質に関する環境規制のこれまでの歴史から、調査の体系、リスク評価・管理の手順、製造・使用規制と排出規制の枠組み、規制と自主管理を組み合わせたリスク管理手法、汚染の改善状況、今後の課題に至るまで、化学物質の環境規制全般について包括的・体系的に説明されました。

その中で、氏は、「化学物質の環境への排出量は徐々に削減され、新たな汚染の発生は減少すると思

われるが、過去の負の遺産の解消は容易ではなく、今後も重大な課題となる」と指摘されました。

例えば、産廃特措法は施行されたが、「その後新たな事例への経費助成は打ち切られることとなり、不法投棄地や過去の処分場跡地に対する汚染浄化対策の見通しは未だ立てられていない」状況だそうです。

●「これからの化学物質管理の方向」浦野紘平氏

浦野氏は、従来の定量的なリスク評価について、次のような問題点を指摘されました。

- ①質の違うリスク(例えば交通事故死や自殺のリスクと化学物質のリスク、発ガンリスクと免疫障害・生殖障害のリスクなど)を定量的な数値で比較することはできない。
- ②定量的なリスク評価のためのデータがそろっていない化学物質が極めて多い。
- ③必要なデータを得るには莫大な経費と長期間を要するので、進行しているリスクの低減対策に間に合わない。
- ④単純な因果関係ではなく、多数の複雑な原因がある問題が多い。
- ⑤定量的なリスク評価において用いられる不確実係数も仮定的なもので、その選択が少数の専門家と行政官に委ねられているのは問題がある。

浦野氏はその上で、新しい評価方法として、毒性ランキングによる管理や予防原則に基づく多様なリスク管理、そのための多様な測定・評価方法の活用を提案されました。

●「市民提案の要点」中下裕子

「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」実行委員会のメンバーを中心として、「新化学物質政策



NGOフォーラム」(仮称)を結成し、この間、東京宣言の内容をさらに具体化した市民提案を作成すべく議論を重ねてきました。その中身を中間発表という形で中下から報告しました。

要点は以下のとおりです。

①基本的方向性に関する提案

- ・「化学物質安全庁」または「化学物質安全委員会」を設置し、総合的な管理システムを確立すること。
- ・生産から、流通、消費(使用)、廃棄に至る全過程を通じたライフサイクル管理システムをIT技術を活用して構築すること。
- ・既存物質・新規物質を問わず、市場に出す前に一定の安全性をチェックする事前審査制度を確立すること。
- ・定量的なリスク評価・管理方法の限界を踏まえて、予防原則を基本理念に据え、適用のためのガイドラインを策定すること。
- ・化学物質管理のあり方をめぐる意思決定の場への市民参加を保障すること。

②化学物質の情報の収集・伝達方法についての提案

- ・データの収集・届出は原則として川上メーカーの責任とすること。
- ・川下メーカーから用途など化学物質の使用状況を報告する制度を導入すること。
- ・データのチェック、登録、管理は、前述の「化学物質安全庁」が行うこと。
- ・届出データは原則として公開とすること。
- ・家庭用品に使用される化学物質については、その詳細情報(成分、毒性、使用・廃棄方法に関する

情報、環境配慮に関する情報など)を消費者に分かりやすく伝達するシステムを構築すること(例:MSDS等の交付の義務付け、GHSに基づく表示制度の導入、環境ラベルの活用など)。

③ 管理手法に関する提案

- ・人や環境に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、原則として規制的手法をとること。自主的管理は枠組み規制や情報公開と併用すること。
- ・子どもなどハイリスクグループに配慮した管理手法を整備すること。
- ・環境税などの経済的手法を積極的に活用すること。
- ・ホットスポットに着目し、複合曝露、複合影響を勘案したリスク評価・管理を行うこと。

④ 新たな課題への対処についての提案

- ・ナノ粒子問題につき、予防原則の適用、市民参加の保障の下に、安全性のチェックシステムを導入するとともに、国民への情報提供を行うこと。

●市民提案を準備中、関心ある方はご連絡を

現在、経産省産構審化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会において、日本の化学物質管理のあり方をめぐる議論が行われています。当国民会議の常任幹事の佐藤泉氏、中地重晴氏がメンバーとして参加しています。

同小委では、今年中を目途に意見のとりまとめを予定しています。そこで、私たちとしても、それまでに市民提案を完成させるべく準備を進めているところです。ご関心のある方やご意見のある方は、お申し出いただけると幸いです。

勝訴判決相次ぐシックハウス・化学物質過敏症

副代表 神山美智子

電気ストーブで化学物質過敏症—東京高裁逆転勝訴判決

2006年8月31日、東京高等裁判所は、大手スーパー・イトーヨーカ堂に対し、同社が販売した中国製の電気ストーブで、当時受験勉強中の高校生が化学物質過敏症に罹患したとして、既払い金250万円の他に約550万円を支払えという判決を出しました。これは一審東京地裁の原告全面敗訴を取り消した逆転勝訴判決です。

国産の標準的な電気ストーブの場合、ヒーターからヤケド防止のガード部分まで5センチなのに、このストーブは2.5センチしかなく、ストーブを使うとガードが異常な高熱になるというものです。ガード部分にはエポキシ樹脂、ポリエステル樹脂など合成の有機塗料が塗布されています。約30万台が販売され、問い合わせが約70件、うち臭いに関するものが約20件、臭いとして返品されたものも4件あったそうです。

後にイトーヨーカ堂が検査機関に依頼して検査した結果、フタル酸ジエチル、テトラデカン酸、フェノール、安息香酸、ホルムアルデヒド、トルエン、アセトンなど多くの有害物質が発生していることも確認されています。

当時高校生は机の下で部屋の換気をせずに使ったとのことですが、電気ストーブで換気が必要とは思いません。

裁判所は、北里研究所病院の診断書、化学物質過敏症診断基準、厚生労働省の室内空気指針値などを詳細に審理し、原告が上記のような有害物質を吸ったことにより、化学物質過敏症になったと認定したのです。

こうした裁判では事業者の過失（注意義務違反）の認定が難しく、これまでなかなか勝訴できなかったの

ですが、この事件で裁判所は、イトーヨーカ堂は、販売前に稼働させて異常の有無を確認すべき注意義務や異臭発生との問い合わせがあった時点で人体への有害性を検査確認すべき義務があったとし、これに違反した過失があるとししました。

そして、遅くも平成12年中には、シックハウス症候群の報道などを通じて、家庭生活において、建材、塗装、接着剤などの使用により化学物質が発生し、人の健康被害が発生することが知られ、また化学物質への反応には個人差があり、過敏症を生ずることなども一般的に知られていた。」と明確に判断しました。

隣家の農薬で化学物質過敏症—千葉地裁判決。過敏症を真正面から認定した初の判決

2005年11月21日、千葉地裁は、隣家の農薬誤使用により化学物質過敏症になったとして原告6人に総額約530万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しました。

農薬中毒による損害賠償を認めた判決はこれまでもありましたが、化学物質過敏症を真正面から認定したのはこの判決が初めてだと思います。

このケースは、その後控訴審で円満に和解が成立しました。隣家は農薬の定められた使用方法を遵守すること、一審勝訴の農協も今後組合員に使用法の指導を徹底し、使用方法の周知に努めるという条項も入りました。

この農薬は、クロルピクリン35%、ジクロロプロペン60%含有の土壌消毒剤で、農地に注入して使います。注入後はなるべく厚いポリエチレンシートで地表面を被覆し、使用後の缶は逆さにして周囲に影響のない場所で臭いが抜けるまで立てておく、一定期間被覆したまま薫くんを行い終了後にシートを除去する、などと

いう使用方法が定められています。しかし被告の農家はこの農薬の使用方法を読まず、注入後すぐ被覆しなかったため、隣家の住人がガスを吸入して化学物質過敏症を発症したのです。

化学物質過敏症を被害と認定し損害賠償を命じた最初の判決ですが、残念ながら、発症には個人差があるという点を素因減額として3割差し引いてしまいました。

判決によると、「本件農薬によって化学物質過敏症を発症するに至ったのは、原告らの有していた素因もその原因の一つであり、損害の拡大に寄与したことは否定し難い」として、過失相殺の規定を類推適用したのです。

過失相殺とは交通事故などで被害者にも赤信号で渡ったとか、急に飛び出したなどの過失がある場合、この過失分を加害者の賠償額から減額する考え方です。

電気ストーブ事件ではこうした素因減額はありませんが、今後過敏症発症の個人差について研究が進むと、かならず争点になると思われるので要注意です。

最初のシックハウス勝訴判決

2005年12月5日、マンション販売業者におよそ5000万円の賠償を命じた判決が東京地方裁判所で出されました。

業者は販売に当たってチラシ、パンフレットには、次のように書いていました。

「JASのFc0基準とJISのE0・E1基準の仕様

目にチカチカとした刺激を感じるなど、新築の建物で発生しがちなシックハウス症候群。その主な原因とされるホルムアルデヒドの発生を抑えるために、JAS規格で最も放散量が少なくとされるFc0基準やJIS規格のE1基準以上を満たしたフローリング材や建具、建材などを採用。壁クロス施工などにもノンホルムアルデヒドタイプの接着剤を使用しています」

しかし、原告がマンションの引渡しを受けた後に測定したところ、ホルムアルデヒドが高濃度に検出されました。そのため、いったん搬入した家具などを搬出し、契約を解除して代金のほかローン手数料、カーテン代、引っ越し費用などを請求したのです。事業者がこれに応じなかったため訴訟となり、裁判所は原告の

請求を全額認めました。

裁判になってからは鑑定も行われ、リビングダイニングで採取された室内空気からは90～180 μ g/立方メートルのホルムアルデヒドが検出されました。鑑定人はこの結果について、「竣工直後の室内ホルムアルデヒド濃度は、相当程度高かったと考えられる」としています。

鑑定時でも指針値を超えていたのですから、チラシやパンフレットの宣伝は嘘だったことが明らかです。

今後の課題

シックハウス・化学物質過敏症の被害は、今までは、裁判も起こせなかったり、示談や裁判所の和解、調停などでしか解決できませんでした。そうしたなか、こうした勝訴判決は被害者にとって力強い味方ができたことになります。

これからは、シックハウス症候群や化学物質過敏症訴訟がやりやすくなりことは間違いありません。が、室内濃度だけでなく、ホルムアルデヒドなどがどこから発生しているのかの特定が求められると思います。生活した状態で損害賠償を請求すると、かならず被害者が持ち込んだ家具によるものと言われるからです。

しかしこの点も、比較的安価で簡単に測定できる道具なども販売されるようになりました。こうしたものを活用していけば、何とか証明できるでしょう。

今後の最大の課題は、医師がシックハウス症候群や過敏症について正しく認識する、シックハウス・過敏症訴訟に携わる弁護士を増やすなど、人的な力を高めて行くことだと思います。

カネミ油症に日弁連の人権救済勧告

国民会議副代表 神山美智子

2006年4月17日、日弁連（日本弁護士連合会）はカネミ油症事件について、次のような人権救済勧告を出しました。

1 農林水産大臣、厚生労働大臣、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長宛

①国が主体となって、カネミ油症の認定手続きを確立するとともに、すべてのカネミ油症の被害者を救済すること。

②国が主体となって、カネミ油症の治療方法の研究・開発を進めるとともに、専門的知見のある医師等の養成、受診しやすい専門的医療機関の整備を行い、各医療機関に対してカネミ油症の理解及びその治療方法の周知を図ること。

③カネミ油症の被害者に対し、医療費、医療関連費（健康の維持・回復のために必要とされる費用を含む）及び生活補償費の支給を行うこと。

④いわゆる仮払金返還請求の対象となっているカネミ油症の被害者に対し、一律に全額免除する措置を採ること。

2 加害企業のカネミ倉庫に対し、

①カネミ油症の被害者に大して支払う医療費の範囲を拡充するよう努めること。

②カネミ油症事件に関する訴訟終了後に新しく認定されたカネミ油症の被害者に対し、相当額の賠償措置を講ずること。など

3 PCB製造メーカーのカネカに対しては、和解金等の支払いを受けていない被害者に対し、すでに和解金等の支払いを受けた者と均衡を失しない金額を支払うようななどを要望しました。

カネミ油症は、製造元のカネミ倉庫が、米ぬか油を製造する過程で使用したPCBが油の中に漏れて1万人以上の被害者を出した大型食中毒事件で、1968年に表面化しました。後にPCBだけではなく、ジベンゾフランやコブラナPCBなどのダイオキシン類も含まれていたことが分かりました。

カネミ倉庫、カネカ、国などを被告とした損害賠償訴訟が何件も起こされました。カネミ倉庫には当然勝訴したも

のの同社には資力がなく、わずかな見舞金と一定範囲の医療費が支払われているだけです。

国に対しても一部勝訴判決が出ましたが、国が最高裁判所に上告し、逆転敗訴のおそれが強くなったため、担当の農水省と協議の上で訴えを取り下げました。勝訴判決が出た時点で一部の原告は国から仮払金を受けていたので、取り下げによりこの返還義務が発生したのです。しかし被害者は油症のため働けず医療もかかるという苦境に立たされていたので、農水省は事実上払えないものとして扱い、取立てはしませんでした。

ところが国は時効寸前の9年後になって、当時の暗黙の了解を無視し、いっせいに返還請求を開始しました。被害発生時には幼児だったため自分が被害者と知らずに成長した人や、知らずに結婚した人などもあり、離婚や自殺など大きな被害を引き起こしました。

カネミ油症は病気のデパートと呼ばれるほど、多様な健康被害をもたらただけでなく、さらに黒い赤ちゃんといわれるように世代を超えた被害も発生させました。しかもダイオキシンを食べてしまったことによる健康被害に対する治療法などは確立されていません。

森永砒素ミルク事件の被害者には森永全額出資の光協会が一定の補償をし、難病や公害病にはそれなりの給付があります。薬の副作用被害についても補償制度があるのに、カネミの被害者は長い間公的救済も一切受けられないまま放置され、さらに仮払金返還請求という苦しみまで負わされてきたのです。

こうした状態を何とかしたい、してほしいということから、2004年約500名のカネミ油症患者・家族が日弁連に人権救済の申し立てをしたのです。

日弁連は、詳細な調査をして最初に行った勧告と要望を出しました。

国はこの悲惨な被害を早く救済するため、特別の立法的措置をとるべきだと思います。カネミ油症だけでなく、食品事故の被害者は、加害者が保険に加入していない限り救済を受けることができません。私たちが毎日命と健康を養うために食べざるをえない食品によって被害を受けないよう、そして受けたときは安心して治療を受けられるような制度が必要です。

食と農のまちづくりで包括的な条例

「今治市食と農のまちづくり条例」は何を示したか

愛媛大学農学部教授 胡 柏

平成18年9月に愛媛県今治市議会は上記の条例を可決し、実施要領を定めた条例施行規則とともに施行された。市町村として食と農のまちづくりに関する包括的な条例をつくったのは、全国的にみても珍しく、内容的にも先駆的との評価に値する特色を持っている。

条例全体に明確なコンセプト

最も注目されるべき特色の一つは、条例全体に明確なコンセプトを持たせた点である。

第2章「食の安全性確保と安定供給体制の確立」における「食の安全性確保」「地産地消」「食育」「有機農業」の推進と「遺伝子組替え作物の栽培許可」の諸条項が、これを示している。同市が目指している農業振興とまちづくりを今後どのような方向性あるいは特色を持って進めていくかが、これらの条項により明確に提示されている。

「遺伝子組替え作物の栽培許可」部分では、遺伝子組替え作物の混入、交雑、および交雑を受けた農産物が種苗法による権利侵害に係る混乱を防止することを柱に、市長による栽培許可および許可への制限、説明会開催の義務づけ、栽培許可者の遵守事項と報告義務、申請手数料など、11条にわたって思い切った内容が盛り込まれている。答申段階の条例素案と比べてやや重過ぎた感もあるが、科学進歩の推移を見定めながら調整可能である。

近年、食の安全性や環境保全、地産地消といった用語は流行語のように使われるようになった。したがって、単にこの種の用語を使ったからといって特色を打ち出せるとは言い難い。しかし、同条例は、昭和63年と平成17年の2度にわたって議決された「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」の実効性を確保するためのものとして、これまでに

進めてきた有機農業や有機農産物を使った学校給食の取組みを反映した内容となっているところに、今治的とも言うべき特色がある。

平成の市町村合併により、同市は条件的に比較的均一な旧今治市から都市、山間、島しょ部等多様な地域を包摂する新しい今治市となった。こうした変化を踏まえ、同条例は地産地消や有機農業における今治の特色を明確にしながらも、山、川、海、しमानなみを意識した包括的な農林漁業振興、地域振興策を打ち立てている（第3章および条例施行規則）。

コンセプトと実効性を兼ね備えた基本的な条例として、今後、ユニークなまちづくりと、食と農と景観資源を活かした幅広い地域振興策の立案に大いに役立つものとする。

開かれた地産地消

条例のもう一つの特徴は、開放的な港町にふさわしい特色を持っている点である。地産地消を基本コンセプトの一つとしながらも、閉鎖的な地域主義を押し進めようとするのではなく、「地域資源の活用と流通過程のコストの低減を目指し」た、食と農に関する広い視野を持たせている（第2条）。時間のスパンを意識した条例検討の結果を反映したものである。

パブリックコメントの段階でポジティブリスト制度が実施されたが、その前に答申として提出された条例素案には、農林漁業者、食品関連業者に化学合成資材や食品添加物等の使用における安全性遵守への参画を義務づける条項が盛り込まれていた（最終的には、条例施行規則の条項となったが）。これも、国政に先駆けた地方からの発信としてこの条例の特色の一つと見るべきであろう。

※今治市食と農のまちづくり条例骨子

<http://www.city.imabari.ehime.jp>

グローバル化を描く 2つの環境映画

ヒマラヤの『懐かしい未来』

標高6000メートル余り、氷河を頂く岩だらけの土地に年間降水量が100ミリ。ところが、食べ物には不自由しない。蔵には2年分の大麦、小麦が蓄えられている。氷河から水路で水を引き、村内の農地を回しているから。

収穫は家族全員で行う。近隣の人も手伝う。お互い、収穫期が重ならないよう配慮している。手伝ってくれた人にはお金ではなく、食事を振舞う。村の収穫祭は、宴会が1週間続く。大地の恵みが次々登場する。

最高級のカシミアを生む“パシミナ”ヤギの産地でもある。どの家も大きく、ゆったりと暮らしている。「村で貧乏な人のところに連れて行ってほしい」と頼むと、少し考えてから答える。「この村には貧しい人はいない」と。女性たちは、世界の宝石を身に着けている。

隣家の赤ちゃんの誕生を喜ぶ。抱きしめる。村中の人が近い関係にある。笑いが絶えない。心豊かに、心静かに暮らす。

争いはある。しかし、深刻になる前に話し合う。譲り合う。異教徒（ムスリム）も村内にいるが、紛争はない。相互に尊重しあい、祭りにも参加しあう。

人事も自然の動きもありのままに受け入れる。人は、地域と自然の両方に属するという感覚を持つ。

そんな暮らしが1970年代の初めまで続いていた。邦の名はラダック。ヒマラヤ山脈の麓、インド最北部に位置する。厳しい自然に加え、西にパキスタン、東に中国（チベット）、北にタクラマカン砂漠。緩衝地帯として独自の発展を遂げた。面積は英国本土並みで、人口は13万人。

そんなユートピアがつい最近まで存在していたことを教えてくれるのが『Ancient Future Learning from Ladakh』（邦訳『懐かしい未来』）である。著者は言語学者としてラダックと接点を持って30余年のヘレ

ナ・ノボルグ・ホッジ氏。今年の5月、日本のNPO（非政府組織）の招きで来日した。

グローバル化に沈む

ユートピアは、続かなかった。中印戦争（1962年）や印パ紛争の頻発を機に、ラダックの地政学的重要性に目覚めたインドが70年以降、干渉を強めてからだ。山脈を切り開いて高速道路が作られた。補助金で価格競争力をつけた穀物が、山の向こうから運ばれてくる。地域農業は価格で太刀打ちできない。衛星放送が、パリやニューヨークの流行を伝え、若者の心を捉える。村の祭りが詰らなくみえる。

インド政府による教育“改革”が追い討ちをかける。教科書は、デリーやニューヨークでも使われているもの。「村の暮らしや生業とは無縁の、国際的、抽象的な内容」（ホッジ氏）。近代教育が、村人を2種類に分け始める。地域内の暮らしや労働を通して得た文化、教育は親たちの世代まで。子どもたちは、地域とは無縁の知識を身に着ける。近代教育を受けても、それに見合った仕事につける若者は一割もいない。残りの9割も、地域に役立つ技術、文化を学んでいないから、地域の生産活動は担えない。失業者が増える。争いが増える。

地域教育で「遠くない未来」を創る

近代化とグローバル化に沈みかけた時、反転が起きる。ホッジ氏らラダックを愛する外国人と地域の住民が、地域に根ざした教育を再興するためのセンターを作った。それが、生態・文化推進国際協会（The International Society for Ecology and Culture）である。ここを起点に、綻びかけた地域の再生が始まりつつある。

作品は、「NPO法人 開発と未来工房」が日本語版を制作した。DVDが2500円で購入可能。

来月公開『ダーウィンの悪夢』

お弁当やレストランで自身の魚フライが入っていることがある。“白スズキ”と呼ばれることもあるので、日本産と思っていた。が、映画を見て、アフリカ産の肉食魚“ナイルパーチ”であることを知った。

淡水湖では世界第2位の大きさのビクトリア湖で養殖されたものだという。いわゆる外来種で、この魚の放流によって、湖の生態系はもとより、地域が一変する。この魚を加工、輸出する食品産業が勃興し、地域の経済は発展する。が、貧困、売春、エイズなどの負の遺産も積みあがっていった。2006年アカデミー賞作品で、12月から東京・渋谷のシネマライズで公開される。



(上)「ダーウィンの悪夢」

(下)「懐かしい未来」の原書

有害化学物質削減ネットワーク学習会のお知らせ 「GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）を有効活用するために－日本におけるGHS制度と国連勧告の違い」

GHS制度とは、化学製品に含有される化学物質の危険有害性を区分し、ラベル表示する制度です。2003年に国連が世界で統一して使えるように世界調和システムを提案し、加盟各国に2008年までの法制度化作を勧告しました。日本では、労働安全衛生法が改正され、本年12月から施行されますが、日本の制度は対象化学物質や製品の範囲が限定されています。日本と世界のGHS制度の内容を整理し、市民が有効に活用できるものにしていけるようにともに考えたいと思います。関心のある方はご参加下さい。

◇日 時：12月2日（土）午後1時30分～4時30分

◇場 所：日本青年館6階GR会議室

JR千駄ヶ谷駅信濃町駅下車徒歩9分 地下鉄外苑前駅国立競技場駅下車徒歩7分

◇内 容：講演「GHS制度とは－日本と国連勧告の違い」

城内 博氏（日本大学大学院理工学研究科医療・福祉工学専攻）

問題提起「市民が活用できるGHS制度への提案」

中地 重晴（有害化学物質削減ネットワーク）

◇参加費（資料代）：会員500円 非会員1000円

◇主 催：有害化学物質削減ネットワーク（Tウォッチ）

〒136-0071江東区亀戸7-10-1 Zビル4F

TEL&FAX 03-5836-4359

URL <http://www.toxwatch.net/>

E-mail comeon@toxwatch.net

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

ラジオ深夜便

深夜労働の人や早起きの人たちに人気のある隠れた番組があります。

NHKラジオ深夜便。

この「ニュース」の読者の皆さんは、何人の人が聴いておられますか。

私ごとですが、ほとんど毎朝聴いています。その番組の午前4時からの「こころの時代」が目覚まし時計代わりです。そして、身支度をして夜明けとともに2時間のウォーキングをします。

7月の初めの頃、この国会議院代表の立川涼先生のお声を聞いてびっくりしました。「100人100様の幸せを」と題して、科学技術の発達した社会の中での環境問題や人々の幸せについて、熱く語っておられました。

また、ある朝は、聖路加病院の日野原重明先生が、病棟の建替えの時、食堂やホール等の全ての部屋に、酸素吸入などの緊急処置のできる設備を備えさせたところ、たまたま地下鉄サリン事件が起こり、大勢の被害者がそこに運び込まれ救急処置を受けることができた、ということ等をお話されていました。

最近では、香川県立大学泌尿器科の朝日俊彦先生が、末期ガンの患者さん等から死についての相談を受けた時にその場限りの応対をしていた自分に気づき、死についての仏教書などを勉強されて、肉体は衰え、死は必然であるが、その中でも、この世に命を与えられたことに感謝をして、他の人に何かしてあげ

ることはないかと考えることなどについて、患者さんと語り合えるようになったことを話されていました。

また、今朝の放送では、地方からの通信のコーナーで、汚染された霞ヶ浦を浄化するため岸辺にアサザを植える運動（アサザ基金）の方から、岸辺の15カ所一面にアサザの黄色い花が咲いたという報告があり、以前この「ニュース」にも登場されたアサザ基金代表の飯島博さんのことを思い出しました。

パソコンのインターネットが日常生活に定着している今、ラジオ放送は、時代遅れといえるかも知れないが、逆に、朝の静寂の中にストレートに耳に入ってくる言葉は、人としての生き方やものごとの本質に深く触れるものがあります。

「深夜便のうた」

この番組には月替わりの歌があります。加藤登紀子さんや小椋佳さん等の歌もありますが、五木寛之さんの詩で藤田まことさんが歌った「夜のララバイ」が心に残りました（CD化されます）。

優しいという字を

人を憂うと読んでみる

いつもそのこと思うたび

辛い気持ちになっています

やさしいだけでは生きられず

強くなるだけ心が寒い

だからせめてこんな夜は明りを消して

ひとりて歌う子守歌

ララバイラバイ ラララ ララバイ

◎活動報告(06/8~10)

9月14日 常任幹事会開催

9月27日 アスベストチーム・ミーティング

10月12日 常任幹事会開催

10月13日 アスベストチーム・ミーティング

10月18日 アスベストブックレット打ち合わせ、食品プロジェクト・ミーティング

10月22日 子どもプロジェクト第4回セミナー「子どもの『脳の発達障害』と向き合おう～LD,ADHD,高機能自閉症～」開催

10月29日 環境省「化学物質と環境円卓会議」に中下事務局長出席

◎事務局から

ブックレット!改訂版完成のお知らせ「化学物質から子どもを守る」長い間欠品になっていたブックレット!「化学物質から子どもを守る」の改訂版がようやく完成しました。2003年から現在までの新たな情報を追加。10ページほど増えました。

主な改訂内容は、「環境ホルモンの脅威は終わっていない(1章3節)」「コラム・牛乳についての警告 牛乳・乳製品と女性ホルモン」「子ども環境保健法(仮称)の立法提言・鉛についての緊急提言(4章)」などです。お値段は据え置き800円(会員価格500円)です。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行

ニュースレター 第43号

2006年11月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>